

北杜市における太陽光発電設備の設置にかかる手順フロー (農地転用を要する場合)

発電出力／太陽電池の合計出力 [(市)§6] [(県)§2]

10kW以上

別途、景観条例の届出必要

10kW未満

(市) 市との協議 [§7②]

以下、市条例適用除外

(県) 設置規制区域に該当するか [§7]

該当しない

該当する

設置規制区域外

設置規制区域内

(市) 事業周知の標識の設置 [§8①]

(県) 事業周知の標識の設置 [§10②]

(市) 標識設置の報告 [§8②]

(市) 住民説明 [§8①]

(県) 住民説明会 [§10①]

(市) 説明の実施の報告 [§9③]

設置計画・図面等の事前確認

農地転用許可手続き

農地転用許可申請

農業委員会総会

(市) 設置許可申請 [§9]

不許可

(県) 設置許可申請 [§11]

許可

許可

不許可

(県) 市長意見の聴取 [§11②]

許可

不許可

(市) 許可標識の設置 [§12①]

(県) 許可標識の設置 [§17]

(県) 設置規制区域外施設の設置届 [§14]

(県) 設置工事着手届 [§16]

(市) 設置完了届 [§13①]

(県) 設置工事完了届 [§16]

(市) 完了検査 [§13②]

適合

不適合

適合通知

不適合通知

(市) 措置命令 [§13③]

発電事業の開始 [(市)§13④]

(市) 完了検査 [§28③]

適合

不適合

適合通知

指導及び県に連絡

発電事業の開始 [(市)§28④]

適正な維持管理 [(市)§14] [(県)§18]

事前協議・地域への周知・説明

農転申請

許可申請

施工・検査

運転開始

(市) 北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例の規定事項

(県) 山梨県太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の規定事項